



国民健康保険の子どもに係る均等割保険料(税)の 負担軽減を求める要望書

日頃より住民のいのちと健康・暮らしを守るため、ご尽力頂いていることに敬意を表します。

さて、国民健康保険（以下、国保）の加入者は、高齢者や失業者をはじめ非正規労働者が増えたため、年所得 200 万円以下が 80%以上を占めています。職業別でみても 4 割以上が無職という状況です。加入世帯の平均所得は約 138 万円で、一人あたりの平均所得は 85.6 万円（何れも 2016 年度）となっています。可処分所得の半分以下である 122 万円未満が貧困ラインであるため、国保加入者は生活すら厳しい状況にあり、特にひとり親世帯の貧困は 50%を越えています。〔厚労省保健局「国民健康保険実態調査報告」各年度版を参考〕そんな中、国保料(税)は引き上げられ、支払能力の限界を超えている状況にあります。

国保の構造的な危機を打開するためには、2014 年に全国知事会が「国保基盤強化と負担の公平へ、公費 1 兆円の投入を」と要望するなど、国庫負担を増やす以外に道はありません。また、2019 年 11 月に国保中央会など国保関係 9 団体が開催した「元年度国保制度改善強化全国大会」では、国に対して「子どもに係る均等割保険料(税)の軽減制度の創設を行うこと」と決議しています。

そんな中、福岡市では 2020 年 9 月議会において、「多子世帯の負担軽減を図る」ために、「2021 年度より 15 歳以下を対象に第 2 子は半額、第 3 子以降全額免除。何れも所得制限なしで実施する」としました。

国保料(税)が協会けんぽ等と比べて、著しく高くなる要因には、国保にしかない「均等割」「平等割（世帯割）」という算定方法にあります。とりわけ「均等割」は“人間の数”に応じて課税される人頭税と言ってよく、子どもが多ければ多いほど保険料が高くなるため、子育て支援にも逆行する算定方法です。

この間の福岡県との懇談において、「国保の減免は国保法 77 条、地方税法 117 条に基づいて、市町村の条例により市町村長が判断して良い。子どもに対して、軽減措置は医療保険制度間の公平性の観点からも必要」と答弁されています。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、生活状況はさらに厳しい状況にあります。子育て支援の観点から国保料(税)の算定に係る以下の事を強く求めるものです。

記

1. 貴自治体において、国民健康保険の子どもに係る均等割保険料(税)の軽減措置を導入するよう条例を定めてください。
2. 県に対して、軽減措置に係る財源を求めてください。
3. 国に対して、「国民健康保険の子どもに係る均等割保険料(税)を廃止するように求めてください。

以 上

上記につきましては、2021年1月30日までに下記宛にご回答ください。

◇参考までに以下記述させていただきます。

追記①：＜子どもの均等割減免の自治体＞ ＊全額及び 3 割・5 割等一部減免、第 2 子以降の減免を含む
北海道旭川市、岩手県宮古市、宮城県仙台市、福島県相馬市・白河市、新潟県佐渡市、石川県加賀市、
埼玉県富士見市・ふじみ野市・鴻巣市・杉戸町・皆野町・小鹿野町、茨城県取手市、東京都昭島市・
東大和市・清瀬市・昭島市・武蔵村山市、岐阜県下呂町、愛知県一宮市・大府市・田原市・設楽町、
兵庫県赤穂市、島根県浜田市、広島県福山市、熊本県芦北町

以上、28 自治体で実施（2020 年 9 月末現在・福岡県社保協調会）

追記②：＜国への意見書採択＞

北海道議会＝「国民健康保険の子どもに係る均等割保険料（税）軽減措置の導入を求める意見書」

根室市、豊浦町、余市町、斜里町＝「国民健康保険における子どもに係る均等割額の廃止に関する意見書」

【連絡先】 福岡県社会保障推進協議会事務局 担当：西村・藤野

福岡市博多区博多駅前1-19-3 博多小松ビル2F

TEL. 092-483-0431

FAX. 092-483-0435

syaho@f-kenren.or.jp